一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　高萩市
二　構造改革特別区域の名称　高萩市教育特区
三　構造改革特別区域の範囲　高萩市の全域
四　変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　学校設置会社による学校設置事業（八一六）

○内閣府告示第二百九十六号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成二十年内閣府告示第五百一号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を平成二十三年十一月二十八日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十三年十二月十四日

内閣総理大臣　野田　佳彦

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　西尾市
二　構造改革特別区域の名称　心豊かな給食特区
三　構造改革特別区域の範囲　西尾市の区域の一部（旧一色町）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）
四　変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業（九二〇）

○内閣府告示第二百九十七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成二十年内閣府告示第五百二号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を平成二十三年十一月二十八日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十三年十二月十四日

内閣総理大臣　野田　佳彦

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　西尾市
二　構造改革特別区域の名称　吉良もりもり元気っズを育てる給食特区
三　構造改革特別区域の範囲　西尾市の区域の一部（旧吉良町）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）
四　変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業（九二〇）

○内閣府告示第二百九十八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成二十年内閣府告示第五百三号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を平成二十三年十一月二十八日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十三年十二月十四日

内閣総理大臣　野田　佳彦

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　西尾市
二　構造改革特別区域の名称　はずっ子を育む楽しい給食特区
三　構造改革特別区域の範囲　西尾市の区域の一部（旧幡豆町）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）
四　変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業（九二〇）

○内閣府告示第二百九十九号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成十九年内閣府告示第二十七号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を平成二十三年十一月二十八日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十三年十二月十四日

内閣総理大臣　野田　佳彦

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　養父市
二　構造改革特別区域の名称　響きあう心　拓く明日　但馬中央の郷　―養父市教育特区―
三　構造改革特別区域の範囲　養父市の全域
四　変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　学校設置会社による学校設置事業（八一六）

○内閣府告示第三百号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成二十年内閣府告示第二十一号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を平成二十三年十一月二十八日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十三年十二月十四日

内閣総理大臣　野田　佳彦

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　東温市
二　構造改革特別区域の名称　”とうおんブランド“どぶろく・果実酒・リキュール特区
三　構造改革特別区域の範囲　東温市の全域
四　変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定める構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　特定農業者による特定酒類の製造事業（七〇七（七〇八）及び特産酒類の製造事業（七〇九）

○内閣府告示第三百一号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定及び同法附則第五条に規定する措置に基づき、平成十八年内閣府告示第二百四十号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十三年十一月二十八日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十三年十二月十四日

内閣総理大臣　野田　佳彦

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　神戸市
二　構造改革特別区域の名称　六甲有馬観光特区
三　構造改革特別区域の範囲　神戸市東灘区、灘区、中央区及び北区の区域のうち国立公園の区域並びに神戸市北区有馬町の全域（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

○内閣府告示第三百二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十六年内閣府告示第二百二十三号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十三年十一月二十八日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十三年十二月十四日

内閣総理大臣　野田　佳彦

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　岡山市
二　構造改革特別区域の名称　キャリア教育特区
三　構造改革特別区域の範囲　岡山市の全域

○内閣府告示第三百三号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定及び同法附則第五条に規定する措置に基づき、平成二十年内閣府告示第三十一号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十三年十一月二十八日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十三年十二月十四日

内閣総理大臣　野田　佳彦

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　岡山市
二　構造改革特別区域の名称　岡山市御津教育特区
三　構造改革特別区域の範囲　岡山市の区域の一部（旧御津町）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

○内閣府告示第三百四号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十六年内閣府告示第二百二十七号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十三年十一月二十八日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十三年十二月十四日

内閣総理大臣　野田　佳彦

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　広島市
二　構造改革特別区域の名称　ビジネス人材養成特区
三　構造改革特別区域の範囲　広島市の全域

○内閣府告示第三百五号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第八項の規定に基づき、平成二十三年十一月二十八日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十三年十二月十四日

内閣総理大臣　野田　佳彦

一　地域再生計画の作成主体の名称　旭川市
二　地域再生計画の名称　旭川の「食」を支える即戦力育成プロジェクト
三　地域再生計画の区域の範囲　旭川市の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域雇用創造推進事業（三の六）

○内閣府告示第三百六号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第八項の規定に基づき、平成二十三年十一月二十八日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十三年十二月十四日

内閣総理大臣　野田　佳彦